6　Summary
⑴　Classification of the services to be procured : 42
⑵　Subject matter of the contract : Detailed Investigations of Structures in Metropolitan Expressway.
⑶　Time-limit to express interests to 3 : 00 p.m. 4 February, 2013
⑷　Time-limit for the submission of proposals : 3 : 00 p.m. 25 March, 2013
⑸　The language used for application and inquiry shall be Japanese.
⑹　Contact point for the notice : General Affairs and Accounting Section, West Tokyo Operation Bureau, Metropolitan Expressway Company Limited, 2―16―3, Hirakawa-cho, Chiyoda-ku, Tokyo 102―0093 TEL 03―3264―8394

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

平成25・26・27年度において独立行政法人国立印刷局における物品の製造・販売等に係る競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成25年1月25日

独立行政法人国立印刷局

理事長代行　理事　氏兼　裕之

◎調達機関番号　562　◎所在地番号　13

1　資格の種類及び調達する物品等の種類

競争参加資格を得ようとする者の資格の種類及び品目の区分は次のとおりとする。

⑴　物品の製造

①衣服・その他繊維製品類　②非鉄金属・金属製品類　③フォーム印刷　④その他印刷類　⑤図書類　⑥電子出版物類　⑦紙・紙加工品類　⑧車両類　⑨その他輸送・搬送機械器具類　⑩燃料類　⑪家具・什器類　⑫一般・産業用機器類　⑬電気・通信用機器類　⑭電子計算機類　⑮精密機器類　⑯医療用機器類　⑰事務用機器類　⑱その他機器類　⑲医薬品・医療用品類　⑳事務用品類　㉑印刷事業用原材料類　㉒その他

⑵　物品の販売

①衣服・その他繊維製品類　②ゴム・皮革・プラスチック製品類　③窯業・土石製品類　④非鉄金属・金属製品類　⑤フォーム印刷　⑥その他印刷類　⑦図書類　⑧電子出版物類　⑨紙・紙加工品類　⑩車両類　⑪その他輸送・搬送機械器具類　⑫燃料類　⑬家具・什器類　⑭一般・産業用機器類　⑮電気・通信用機器類　⑯電子計算機類　⑰精密機器類　⑱医療用機器類　⑲事務用機器類　⑳その他機器類　㉑医薬品・医療用品類　㉒事務用品類　㉓土木・建設・建築材料　㉔印刷事業用原材料類　㉕その他

⑶　役務の提供等

①広告・宣伝　②写真・製図　③調査・研究　④情報処理　⑤翻訳・通訳・速記　⑥ソフトウェア開発　⑦会場等の借り上げ　⑧賃貸借　⑨建物管理等各種保守管理　⑩運送　⑪車両整備　⑫電子出版　⑬その他

⑷　物品の買受け

①立木竹　②その他

2　資格審査の申請

⑴　申請の種類　資格審査の申請の種類は、次のとおりとし、いずれか一の方法により申請することができる。

なお、以下において全省庁統一資格とは、平成25・26・27年度において各省各庁における物品の製造・販売等に係る競争契約の参加資格を得た者をいう。

イ　審査申請（全省庁統一資格を取得していない場合）

ロ　登録申請（全省庁統一資格を取得している場合）

「印刷事業用原材料類」は、独立行政法人国立印刷局においてのみ取り扱う品目であるので、登録申請による申請を行うことはできない。

⑵　申請の受付期間及び提出先

イ　受付期間

平成25年３月１日から平成25年３月19日まで（当日消印有効）

ロ　提出先　独立行政法人国立印刷局財務部調達業務グループ資格審査受付

〒105―8445 東京都港区虎ノ門２―２―４　電話03―6893―4611、03―3587―4514

ハ　随時の申請は、平成25年３月21日以降受け付けるものとする。

なお、提出先は前記ロと同じである。

⑶　申請書の入手方法　申請書は、インターネットにより独立行政法人国立印刷局のホームページ（URL：http://www.npb.go.jp/）にアクセスし入手できる。

なお、郵送による申請書の入手を希望する者は、前記⑵ロの提出先宛て返信用の80円切手を貼付した封筒を同封の上、封書により申し込むこと。

⑷　申請書類及び提出方法　次に掲げる申請の区分に応じて、当該区分に定める書類を前記⑵ロの提出先宛て郵送又は宅配により提出すること。

なお、公的機関が発行する書類については、発行日から３か月以内のものとする（写しでも可。ただし、納税証明書は写しによる提出は不可とする。なお、「写し」とは、原本書類と原寸大であり、かつ、内容が鮮明であるものに限り有効とする。以下同じ。）。

イ　審査申請の場合

㈠　申請書（（その１）、（その２）、（その３））

㈡　登記簿謄本（法人の場合）

㈢　貸借対照表及び損益計算書（法人の場合）（直前２年度分）

㈣　営業用純資本額に関する書類及び収支計算書（個人の場合）（直前２年度分）

㈤　営業経歴書

㈥　次の各税について未納税額のないことを証明する納税証明書（写しは不可）

A　消費税及び地方消費税（法人及び個人）

B　法人税（法人の場合）

C　所得税（個人の場合）

㈦　資格審査結果通知書送付に使用する返信用封筒（第１種定形郵便物仕様で80円切手貼付、送付先記載のこと）

㈧　ＩＳＯ（国際標準化機構）その他の認証・認定機関から認証等を取得している者は、認定証等の写し

㈨　平成22・23・24年度において、独立行政法人国立印刷局における物品製造等の競争参加資格を得ている者は、当該資格の有効期間が平成25年３月31日までであることを証する資格審査結果通知書の写し

ロ　登録申請の場合

㈠　申請書（（その１）のみ）

㈡　資格審査結果通知書送付に使用する返信用封筒（第１種定形郵便物仕様で80円切手貼付、送付先記載のこと）

㈢　全省庁統一資格「資格審査結果通知書」（写し）

㈣　貸借対照表及び損益計算書（法人の場合）（直前２年度分）

㈤　営業用純資本額に関する書類及び収支計算書（個人の場合）（直前２年度分）

㈥　営業経歴書

㈦　ＩＳＯ（国際標準化機構）その他の認証・認定機関から認証等を取得している者は、認定証等の写し

㈧　平成22・23・24年度において、独立行政法人国立印刷局における物品製造等の競争参加資格を得ている者は、当該資格の有効期間が平成25年３月31日までであることを証する資格審査結果通知書の写し

⑸　外国事業者が申請する場合

イ　申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。

なお、その他の書類で外国語で記載しているものは、日本語の訳文を付記し又は添付すること。

ロ　添付書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

ハ　資格審査の申請事務に関し、委任状に基づき日本国内の者に委任することができる。

3　競争参加者の資格及びその審査

⑴　審査申請の方法により申請した者の資格審査は、別記１の項目ごとの実数に基づき付与数値を算定し、その合計点をもって行う。

⑵　審査申請の方法により申請した者の資格は、上記⑴の合計点により、別記２の区分に基づいて格付する。

⑶　登録申請の方法により申請した者については、全省庁統一資格「資格審査結果通知書」と同様の内容で格付する。ただし、独立行政法人国立印刷局に無い品目は、全て「その他」の品目で通知する。

また、全国を一つの競争参加地域とすることから、地域区分は設けない。